平成２２年（フ）第４１号
京都府京丹後市網野町浅茂川144番地
債務者　稲岡　純一
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第９２９号
神奈川県大和市南林間７丁目８番11号　十条ハイツ202号
債務者　林　　伸嘉
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９０号
札幌市豊平区平岸３条12丁目５番７―305号
債務者　土合　和人
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田周一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７号
三重県志摩市志摩町和具398番地４
債務者　山本　義彦
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１７６３号
札幌市西区琴似３条１丁目１番13―1505号
債務者　相馬　秀彦
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４号
秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞63番地２
債務者　見上　忠市
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第４５号
秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞63番地２
債務者　見上　聖子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１３３９号
名古屋市緑区大高町字一色山29番地の１　サンガーデン緑ヶ丘Ｂ棟101号
債務者　藤原　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樅木　良一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月24日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３５号
宮崎市鶴島３丁目121番地３
債務者　金本　　務
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　松田共同法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399番地の73
債務者　楠本　豊隆
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１６号
大分県豊後大野市三重町芦刈965番地21
債務者　神田　憲一
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松川れい奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第３２号
岐阜県高山市末広町56番地２
債務者　三塚　和行
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９５６号
福岡市早良区高取１丁目３番20号
債務者　吉田　有里
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９６８号
福岡市中央区西中洲３番16号
債務者　佐藤　　貢
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１００１号
福岡県春日市須玖北９丁目19番地１長野コーポ304号
債務者　星野真理恵
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１００７号
福岡県大野城市中央２丁目３番34号　ドルフィン大野城405号
債務者　野尻　敏徳
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１３号
福岡市西区小戸５丁目10番14―501号
債務者　室　美津子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部